

議案第52号

証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

証人等の実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年9月25日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和31年逗子市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「通訳等」の次に「（以下「証人等」という。）」を、「出頭」の次に「又は参加」を加える。

第2条の見出し中「の額」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市から給料を受ける職又は報酬を受ける職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める職員に限る。）にある者には、その職務の関係で証人等となって出頭又は参加した場合における実費弁償は、これを支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条その他法令の規定に基づき、本市職員が証人等として出頭又は参加した場合において、その者に対する実費弁償は支給しないことを規定するに当たり、改正の要あるため提案する。